

平成20年4月25日(金)

於・農林水産省三番町共用会議所

## 第11回

# 「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会 議事録

農 林 水 産 省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 事 .....	2
( 1 ) 小作料 ( 賃借料 ) について .....	2
( 2 ) ほ場整備の効果と農家の負担について .....	6
( 3 ) 意見交換 .....	1 0
( 4 ) その他 .....	2 2
規模拡大と米の生産費の関係について .....	2 2
平成 2 0 年度の米消費拡大の取組について .....	2 4
3 . 閉 会 .....	3 4

## 1. 開 会

枝元計画課長 おはようございます。ただいまから第 11 回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、お手元に配付しております資料を確認させていただきます。

資料 1 は「小作料（賃借料）について」、資料 2 は「ほ場整備の効果と農家の負担について」、資料 3 は「規模拡大と米の生産費の関係について」、資料 4 は「平成 20 年度の米消費拡大の取組について」、以上の資料を配付しております。よろしいでしょうか。

本日の出席状況でございますが、奥村委員、柴田委員、立花委員におかれましては、御都合がつかず御欠席との御連絡がございました。また、大南委員、富士委員と永井委員は遅れてお見えになるとのことでございます。

本日の検討会でございますが、生産コスト縮減の取組課題といたしまして、これまで直播、品種開発、農業資材と続けてまいりましたが、残る課題といたしまして、本日、借地料と土地改良関係の議論をお願いしたいと考えております。

また、後ほどこれまでの検討会での御議論の中で、委員の皆様からいただきました検討課題など的一部につきまして、御説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事進行を八木座長をお願いいたします。

八木座長 おはようございます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。本日は借地料と土地改良の 2 つの課題について検討することとしております。

議事の進め方でございますが、この 2 つの課題の説明を受けてから一括して質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 2. 議 事

### (1) 小作料(賃借料)について

八木座長 それでは、最初に「小作料(賃借料)について」、経営局構造改善課農地業務室の澁川室長から説明をお願いします。

澁川経営局構造改善課農地業務室長 農地業務室長の澁川でございます。

お手元の資料に基づきまして、小作料の関係につきまして御説明を申し上げます。

それでは、まず、1ページをお開きいただきしたいと思います。経営耕地に占める借入地の推移を都府県の販売農家で見ますと、このように年々借入地の割合が高まっております。平成17年には約21%になっております。また、平成17年度の借入地の状況を都府県の水稲部門のある農家の経営規模別に見ますと、5ha以上の階層ではその割合が高くなっておりまして、経営耕地の約6割というものが借入地になっております。

次に2ページでございます。1ページでご覧いただきましたように、経営規模の大きな階層で借入地が多いことにつきましては、借地による規模拡大が行われていることが要因と考えております。なぜこのようなことが起こるかにつきまして、御承知のことと思えますけれども、御理解いただくために、農地価格と実納小作料の比較をしたものを載せてございます。農地の価格につきましては、宅地の下落同様に年々下がってきていますが、それでも平成18年の農地価格と実納小作料と比較いたしますと、農地価格は実納小作料の約100倍ということで、大変高い水準になっております。また、この農地を農林漁業金融公庫等の資金を借りて購入した場合の毎年の支払額を試算しますと、約6万円という金額になるわけでございます。しかし、この金額につきましては通常の農業経営を行った場合の利益でございますが、ちょっと小さい字でその下のところにアスタリスクで書いてございますが、「粗収益 - 経営費」というところに26,565円と書いてありますが、この程度の利益しか出ないという状況ですので、とても農地を購入して規模拡大をすることは成り立たない水準であるということです。このため、右の方の囲みにありますように、10a当たり15,739円の実納小作料を支払って、借入による規模拡大が進められているところでございます。

次に3ページをお開きください。ここでは米の生産コストに占める支払地代の割合につきまして書いております。平成18年産の都府県における米の10a当たりの生産コストの内訳を、全階層の平均と5ha以上の階層と比較をしますと、5ha以上の階層ではスケー

ルメリットだと思えますけれども、料金、農機具・自動車費等の割合が低くなっており、その一方で借入地の割合が高いためと考えられますが、支払地代の割合が全階層平均で5%であるものが5ha以上層の階層では18%と高くなっているわけでございます。

それでは、4ページに移ります。実納小作料の推移でございます。実際に支払っている小作料の推移を書いております。平成7年の実納小作料の割合を100とした場合、18年までの推移は下の表のとおり年々減少しております。平成18年には62という指数になっております。生産費を参考までに付けてございますけれども、生産費の方はほとんど変わっていない状態ですが、実納小作料につきましては下落している状況でございます。

次に5ページをお開きいただきたいと思えます。ここでは4ページで説明させていただきました、実納小作料の下落の要因が書いてございます。1つは離農や規模縮小が起っており、貸し付けに出る耕地が増えてきている状況でございます。それからもう一つは米の価格が下落する中におきましても、先ほど見ていただきましたように生産コストは下がっていないという状況ですので、その差を埋めるため下がるのではないかと考えているところでございます。主な原因などを挙げさせていただきました。

次に6ページでございます。この実納小作料を地域別に見ますと、米どころの東北とか北陸におきまして高くなっており、東海・近畿・中国地域といったところは低くなっております。下のグラフでは青い線が全国の水準でございます。棒グラフが上に出ているところが高いところというふうにご覧いただければと思えます。そういう状況にあるわけでございます。

この原因ですけれども、米の収益性、つまり高い米が生産できるかどうか、それからもう一つは受け手となる認定農業者等の担い手が多いか少ないかが要因になっているのではないかと考えているところでございます。

次に7ページでございます。ここでは農業委員会が定めております小作料の額の標準となるべき額の制度がございます。それを標準小作料と言っているわけでございますけれども、これと先ほどの実納小作料との関係について説明しているところでございます。この説明にございますように、昭和45年の農地法の改正によりまして、小作料の最高額というものを統制する制度が廃止され、現在では農業委員会が小作料の標準となるべき額ということで標準小作料というものを公示しているわけでございますが、基本的には貸し手と借り手の当事者間の自由な契約で小作料が決められているところでございます。そして、この標準小作料と実納小作料との差につきましては、そのグラフにございますように年々

差が縮小しております、前は標準小作料よりも実納小作料の方が高かったわけですが、だんだんその幅が縮小しまして、18年ではほぼ一緒の状況となっております、数字として小さい字で恐縮ですが、右の一番下の表を見ていただくとわかるのですけれども、18年は10a当たりの標準小作料が15,752円、それから実納小作料が15,523円で、ほぼ同額になっているところでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。参考1の標準小作料制度につきまして、御説明をさせていただいております。農業委員会が定めております標準小作料につきましては、区域内の農地を自然的、それから利用上の条件を勘案して区分をいたしまして、その区分ごとに定めることにしております。具体的な標準小作料の試算につきましては、小さい字で大変恐縮でございますけれども、下の「標準小作料改定（設定）の流れ」の真ん中辺に「原案作成」という囲みがございます。その下の方に「標準小作料の試算」とありまして、標準小作料というのは粗収益から生産費用と経営者報酬を引いた形で試算値が作成され、検討されると書いておりますように、そういった算定方式で標準小作料は算定されるわけでございます。この農業委員会でございますけれども、実勢小作料といいますが、契約する小作料がその農地の属する標準小作料よりも著しく高い場合につきましては、減額勧告を行う制度としているところでございます。

改訂の流れにつきましては、後ほどご覧いただき説明は時間の関係で省略させていただきます。

次に9ページでございます。9ページは「小作料制度の主な変遷」で、先ほども触れた点につきまして整理をしておりますので、御説明させていただきます。まず最初ですけれども、昭和14年に小作料統制令がございまして、ここで小作料の最高額というものが制限されるという制度ができております。それから、戦後間もなくですけれども、昭和20年に農地調整法の改正が行われまして、この際、金納制の創設ということで、物ではなくて、金で納めるという制度が創設されたところでございます。そしてそれがずっと続いてきているわけですが、先ほど申し上げましたように昭和45年に農地法の改正があり、小作料の最高額が廃止されまして、先ほど説明させていただきました農業委員会の減額勧告制度というものが創設されたところでございます。そして、平成12年、一番下ですけれども、12年の農地法の改正により定額金納制、いわゆる金で納めるということにつきましても制度は廃止されたところでございます。

次に10ページに移りたいと思います。ここでは小作料水準に係る意識ということにつ

いて書かせていただいております。小作料につきましては、当然のことではございますが、借り手はより低い金額を求めますし、貸し手、貸す方につきましてはより高いものを希望する、これは当然ですけれども、こういう利益背反の関係にございまして、先ほど申しましたけれども、個々の具体的な小作料につきましては当事者間の自由な話し合いにより決定されているところでございます。

なお、近年の農村社会の高齢化なり過疎化の進行の状況からいたしますと、今後は右の表にございますように、農業後継者のいない農家が保有している農地の貸し付けが増えてくると見込んでいるところでございます。

このような状況を踏まえて、11 ページになりますが、当省としましては、農地賃借料情報の提供を進めるようにしているところでございます。農地の賃借料情報の提供は、農地の所有者と、借り手が小作料を決定する上で、客観的でかつ透明性が確保された賃借料の情報をその目安ということで提供するものでして、このことが農地の賃貸借による流動化、いわゆる規模拡大のことですが、この経営規模の拡大を促進する上で重要であると考えております。このため、今後、実際に今成立しております賃借料水準についての情報提供を行う仕組みを構築することにしております。

具体的には細かいことが長く書いてございますが、要は、農業委員会におきまして農地情報図を今後整備していくこととしてしております。その中に各筆ごと、一筆ごとの農地の属性情報というものを載せており、これを活用して、実際に今成立している賃借料情報をほ場区画の面積や収量など、きめ細かく示すことで賃貸借の当事者にとってより役立つ形の情報提供というものを進めていく取組を始めたところでございます。

それから最後になりますけれども、12 ページを御説明させていただきます。最近、新聞報道で標準小作料の見直しが出ておりまして、事例的でございますが、新潟、秋田、宮城の標準小作料の見直し状況を調査しており、その状況をここに挙げさせていただいております。20 年産に係る標準小作料の状況として、まず新潟県ですけれども、かなり大幅な見直しがされておりまして、低いところは 900 円でございますが、一番高いところは 19,000 円下落になっており、後で見ていただきたいのですが、6 町村・地域で 1 万円を超える大幅な引き下げとなっているところです。それから秋田県ですが、ここは 1,000 円から 8,500 円の範囲でやはり引き下げており、宮城県でも 1,000 円から 1 万円の範囲でそれぞれ引き下げているところでございます。

以上、早口で恐縮でしたが、小作料関係の資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

八木座長 ありがとうございます。

## (2) ほ場整備の効果と農家の負担について

八木座長 それでは、引き続きまして、「ほ場整備の効果と農家の負担について」、農村振興局農地整備課長の雑賀課長から説明をお願いします。

雑賀農村振興局農地整備課長 おはようございます。農地整備課長の雑賀でございます。

お手元の資料2をご覧ください、ページを2枚めくっていただきますと1ページが写真付きで出ております。そこをご覧くださいたいのですが、真ん中にはほ場整備の写真が出ておりますが、左側のところが事業実施前、真ん中が事業実施中、右側が事業実施後ということで、不整形な田んぼだとか畑をこのように工事をすることによって、区画を整理することが、ほ場整備事業の基本になるわけです。もちろんその目的、役割というものは左側に書いておりますように、農業生産性の向上が第一に来まして、あと付加的に土地利用の秩序化や農業構造の改善だとかが期待されるところでございます。

2ページをご覧くださいますと、「制度の変遷」が少し細かく書いてありますが、基本的には昭和30年代から40年代には、このほ場の区画をきちんと造っていくところに事業のウエートが置かれていたのですが、途中から大区画化という形で規模拡大を念頭に置き、最近では担い手の育成、経営体の育成というところに重点を置いた事業を展開しているところなんです。

次のページは、現在展開しています経営体育成基盤整備事業、現在は「ほ場整備」と言わずに「経営体育成基盤整備事業」と称しているわけですが、真ん中の左側に採択要件というものが出ております。これは県営事業の場合ですが、受益面積がまず20ha要するというのは以前からそれほど変わっていないのですが、大きな要件として経営体への農地利用集積、それから経営体の育成というところを要件にしております、例えば、今、経営体の集積がほとんど進んでいないところは、30%は経営体に集積してください、ある程度進んでいるところは少なくとも10ポイント上げてください、経営体認定農業者の数も30%ぐらいアップさせてください、など事業採択のときの要件としているところが1点。あともう一つ、それ以上に高度経営体と言っておりますが、普通の担い手ということではなく、名前は変わりましたが、品目横断経営安定対策に参加していただけるような、

大規模で展開している方などをさらに増やしていただくと、最高5%まで促進費という形で自由に地域でお使いいただけるソフト資金を提供する支援事業も併せて行わせていただいているところがございます。

その結果でございますが、4ページを見ていただきますと、左側のグラフ、棒グラフですけれども、30a区画、つまり3反区画のほ場が全体の田の耕地面積の6割ぐらいに達しております。もちろん、大区画化をやっておりますので、3反以上の区画、1ha以上の区画も併せて整備を進めているわけです。そちらの方は3反区画に比べると少し少ないわけですが、最近では1haの区画の割合も伸びてきている状況でございます。右側の棒グラフを見ていただきますと、県別のほ場整備率の割合が出ていますが、県によっては、ほ場整備の割合が若干異なっておりまして、9割だとか8割ぐらいまでほ場整備が進んでいる県と、2割、3割しか進んでいない県でばらつきがある。また、特に下側のところの棒グラフは水稻の収穫量を表しているのですが、水稻の収穫が多い県の中でも、ほ場整備率の割合が高いところとそれほど高くないところとで、ばらつきが出ているなどの課題は残っている状況でございます。

次のページをご覧くださいまして、ほ場整備における効果ですが、一番大きい効果は労働時間の短縮でございます。右側の枠の上のところに稲作労働時間、約5割の短縮という形に出ております。この労働時間の短縮に伴って下側のところで棒グラフが出ていますように、生産費が2/3に減るとか、担い手への経営規模が2.1倍に拡大しているなどの効果も出ているところがございます。

6ページをご覧くださいまして、区画整理の効果ということで、特に大規模化の効果ですけれども、左の下に「ほ场面積とトラクターの作業能率」というグラフがございます。昔、昭和30年代、40年代の頃は、右側の下の写真のような手押しの歩行用のトラクターが一番多かったわけですけれども、大体3反区画ぐらいが一番効率的な作業ができるという区画となっております。右側の写真の上のような乗用のトラクターになってきますと、トラクターの規模によって変わってくるわけですが、やはり大きな規模になりますと、ほ場の面積も1haぐらいが効率的になってきます。もちろん、どのように経営をされるかは農家の個人の御判断によるところがあるわけですが、最近では担い手への集積という形で進めさせていただいておりますので、乗用のトラクターで作業の効率化を図っているところもあり、大区画化が進んでいるところがございます。

次のページ、7ページをご覧くださいまして、水田ですが4割ぐらい全国平均で転作を

実施しております、水稲だけを作れる状況ではありません。そのようなこともありまして、ほ場に暗渠を入れて水稲を作るときはもちろん、水稲以外の麦だとか大豆、こちらはあまり湿気が多いと育たないという問題もありますので、暗渠を入れて土中の水分を抜いて、麦や大豆なども水田で作れるように整備も併せて行っております。右の下の方に日本地図が出ておりますけれども、東北、北海道は耕地の利用率が100%を超えることが難しいのですが、このような整備をすることによって関東以西の地域においては100%をはるかに超えるような、ほ場の利用率になっているところでございます。

次に8ページをご覧くださいますと、農地利用集積の推進という効果でございますけれども、上の方にポンチ絵が出ておりますが、事業実施前の細かく分かれていたような田んぼが、事業をすることによって営農組合だとか担い手だとかいう形で面的にも集積できることになり、そのような効果が下のグラフに出ているとおり、規模別に生産費が下がっているところでございます。

次に9ページをご覧くださいまして、さらなる効果ということですが、担い手の育成だけではなくて、生産法人を作ってくださいという話も行っております。全国で、ほ場整備を実施しているところが2,000余りあるわけですが、その中で半分弱の814地区で1,370の生産組織が設立されておまして、うち法人化されたところも217となっております。冒頭に申し上げたとおり、区画の整理ということだけではなくて、担い手の育成に相当力点を置いて事業を進めている関係上、このような形の効果も現れているのではないかと考えております。

10ページ、11ページは優良事例でございます。10ページは、担い手に土地を集積させて効率的な営農をやっていただくことで労働生産性が非常に伸びる形になっております。この伸びた労働生産性を例えばスイカやしいたけ、ユリなどの栽培に向けていただき、ほ場整備を契機として、全体として収益の上がる営農を展開していただいている事例でございます。

11ページは基本的に、労働生産性を向上することによって効率を上げている、同じような事例になるわけですが、こちらの場合は担い手というよりは集落営農組織を作っていたいただき、全部ではないのですが、集落一農場みたいな形で集落一体となって効率的な営農に取り組んでいただいている事例でございます。

12ページは、少し話が変わりまして、やはり公共事業で公共投資をしております関係上、極力コストの縮減に努めることは当然のことでございます、コストの縮減について、

ここ 15 年間努めてまいりまして、平成 8 年度以降は全体として 5 年間ベースで大体 15% のコストの縮減を図るということをやってきました。具体的には、なるべく現場で発生したような資材を使うとか、右の下に出っていますが、直営施工で自分の土地を整備するわけですから、大規模な工事は農家の方にはなかなか難しいということがありますが、ちょっとした水路の工事だとか農道の砂利補修などの工事は農家の方が自らやっていたらどうかということで、その場合は農家の労賃部分のコストが下がります。また、資材等は事業の方で提出させていただいて、労賃を農家の方で出していただく。そうすると、トータルとして事業費は下がるという取組も実施させていただいているところでございます。

次に 13 ページを見ていただきまして、ほ場整備の負担金、負担の仕組みについてですが、基本的にほ場整備は県営事業でやっております。団体営事業でやっている部分もあるのですが、ここでは県営事業を例に御説明したいと思います。左側の枠の中に「負担金の流れ」がございます。そちらの方で青いところが都道府県で、都道府県が事業をやるわけですが、その事業の負担金をやはり農家の方からもいただきます。もちろん国からは、都道府県の事業に対して補助金を交付する形になっております。農家の負担金は地域によって異なるわけですが、事業費の平均 10% ぐらいになっております。都道府県は事業をやった後、土地改良区を通じて基本的には農家の方から負担金をいただくわけですが、農家の方は工事費をいきなり 1 年で払えと言われてもなかなか厳しい面がございますので、都道府県の事業の場合は、土地改良区等が農林漁業金融公庫から低利でお金を借りて、都道府県に償還し、農家の方は 15 年とか 20 年などの期間を使って土地改良区に負担金を支払い、改良区はそのお金で公庫に返していく形が一般的になっております。

その次の 14 ページのところに農家の方の負担軽減ということで、現在、基本的な仕組みとしては公庫から借りて公庫に返すという形になっているのですが、公庫で、現在で言えば大体 2% 弱ぐらいの利子になっております。その 2% の利子もなかなか農家の方にとっては負担ということですので、担い手の方に農地を集積していただくことを要件に、農家の方に対して無利子で資金を融通しています。具体的には、この 2% の利子を 0% にする制度を持っておりまして、担い手の方に農地を集積いただけるような地域においてはこういう制度を使っただいて、アバウトになりますけれども、年償還額が大体 17% ぐらい縮減される形になっております。

以上、雑駁でございましたが、説明とさせていただきます。

八木座長 ありがとうございます。

### (3) 意見交換

八木座長 それでは、意見交換を行いたいと思います。

先ほど事務局から提案のあった宿題返しの時間もありますので、11時20分ごろを目途として行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、御発言をいただければと思います。

中島委員、どうぞ。

中島委員 今のお話、どうもありがとうございました。

最初の方の小作料について教えていただきたいのですけれども、一番最後のお話で、標準小作料の見直しということで、地域、市町村によっては標準小作料が大変大きく下落しているというお話があったのですが、なぜ下がっているのですか。基本的には米価の下落が大きい中で、それ以上に標準小作料自体が大きく低減するということがいいのか。それとも、先の3ページに米の生産コストに占める支払地代の割合があったのですが、米の下落等を主因にして標準小作料が下がる、それによって一番最後のこの見直し状況が下がるとすると、米の生産コストに占める割合はそんなに変わらない気もするのですけれども、そういう理解でよろしいのですか。

八木座長 澁川室長、どうぞ。

澁川農地業務室長 まず下落要因につきましては、今全国の調査をしており、細かく分析して米価の下落が直結しているかどうか検討したいと思います。新聞報道などによりますと、新潟県の場合ですが、米価の下落をベースに県が指導したと聞いております。いわゆる算定式を先ほど申し上げましたが、米価下落により粗収益の部分が下がり、コストが変わらなければ、当然その部分の差は小さくなり下がることになります。ですから、その辺を根拠にして恐らく指導しているのではないかと考えています。全国的なところにつきましては、恐らくそうだろうとは思いますが、検証中でございますので、もう少し時間をいただければと思います。

それから、結果としてそれが18%のコストの部分、支払地代の部分に下がることになるだろうとは思いますが、どのぐらいの効果になっていくかにつきましては、この辺も一応現状の部分を示しておりますので、今具体的にどうなるか、下がってくる

とは思うのですけれども、影響がどのぐらいのものになるか、というのはまだわからないところがあります。

ただ、標準小作料ですから、いずれにせよそれによって引っ張られるとは思うのですけれども、実際の契約料はストレートにそこに行くわけではないものですから、そこら辺で実はわからないところがございます。いずれにしても、方向はそちらの方に行くと思えますけれども、そんなことでよろしいでしょうか。

中島委員 はい。ありがとうございます。

八木座長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 今の話に関連しますが、この標準小作料はどういう意味があるのかが、戦前と現在ではすっかり意味合いが変わりました。戦前は御説明にありましたように、小作人が社会的、経済的に非常に低い地位にあって、大地主、特に不在地主との関係が社会問題になり、社会が非常に不安定になったことで、社会政策的に導入された制度です。したがって、小作料があまり高すぎるのはよろしくない、こういう発想です。ですから制度は変わりましたが、現在の状況ではどういう意味があるのか。上限を統制する発想はやめました。この標準小作料の算定の仕方は借り手の支払い能力をベースにしています。これはこれでわかるのですが、物の価格ですから、借り手と貸し手と両方の要素が必要なので、確かに今、規模拡大、借り手の方の生産費の傾向差はどうか。そこから、おのずからこれがあまり負担が重ければ借りられないよという発想。それは1つの側面でわかるのです。ところが、貸し手の方が、なるべくいろいろな事情から貸そう、自分のものを貸した方がいい、売るのではなくて、そちらの側面が促進されるような状況と両方いると思うのですよ。ところが、この標準小作料自体は借り手の発想で作ってありますから、どういう意味があるのか。確かに貸し手の方から見ても安定的でリーズナブルな価格で安心して貸せる。その小作料の目安がある。みんながその目安を見てやっているのは貸し手にとっても安心材料になると思うのです。ですから、そういう意味で、今の標準小作料自体が、ないよりあった方がいいのかという気がするのですが、変な質問に聞こえるかもしれませんが、申し上げたいのは、両面のうちの片方だけ考えていたのではうまくいかないので、貸す方の状況がうまく流れていくようにという側面も要ると思うのです。その小作料のところはや片方にウエートを置きすぎているかなと感じているのです。

それからもう一つの質問は、この算式を地区別にやっているとのことですが、今度は借り手の方が規模が大きければ大きいほど、あるいは拡大すればこの支払い能力が上がって

いくという計算になりますね。つまり、米価は同じで平均コストが下がりますから、したがって、支払い能力が上がっていくという、そういう要因があるわけですが、そういう要因はこの標準小作料の計算に入っているのかどうか、ちょっと技術的なことなのですが。

澁川農地業務室長 まず最初の点につきましては、やはり農産物の価格というか、米の価格にしても、前は農協にある程度集めて一元的にやっていたので、政府はそれで価格を決めており、ある程度算定はできるわけですが、今は直売所に出したりとか、直接売ったりされている状況で、元の粗収益そのものを算定するにもかなり難しい状況になっていることがあります。そういった意味での多様性が出てきているということ、それから規模も違いますし、経営体も加工をやったりとかいろいろなことをしており、条件も違っているので、一律、やはりこの方式でやることについての幾つかの矛盾点が出てきていることは御指摘のとおりだと思います。

ただ、やはり私どもが考えておりますのは、先ほどちょっと御説明しましたように、農地の賃借料情報を、実際に今締結されている値段、それを集めて御提供する方式を今年から始めるようにしているのですが、そういったものをベースにさせていただくことも今後は考えたいと思っています。

いずれにしても、何かメルクマールみたいなものが要と思うのです。標準小作料で縛る、いわゆる借り手の側を保護する意味ではなくて、大体このぐらいのところで行っているのですよ、というようなことを参考にさせていただいて、個々具体的に話し合いで決めていただくことが必要だと思いますので、そういった意味で今の御指摘のところにつきましては、今後、政府全体の中での検討に出てくることになろうかと思っています。

それから2つ目の技術的な話ですが、すみません。先ほどの算式の中に経営者報酬という部分がございますので、この中で規模拡大の努力は反映されます。済みませんが個別具体的な数字は今持っておりません。

竹内委員 先に失礼するのでもう一つだけ質問したいのですが、ほ場整備の方の話で、これはよくまとまったわかりやすい資料なのですが、最近コストも大分下がる努力もされているし、改善されてきているかなという気がするのですが、その採択の関係で平均の工期ですが、どのぐらいの平均工期になっているのか。工期が長いとやはり工事費も膨らむし、農家の実質負担は10%ということは、9割は国、地方公共団体が負担している。これだけの高率補助というのは、ほかになかなかないと思うのですが、そうい

う社会的な性格が非常に強いという体系になっている。

したがって、地域のまとまりが第一なので、どうしても早くやってほしいというので採択についての競争が強いことになるので、ややもするとたくさん採択して、工事規模が単年度では小さく、工事が完結するまで非常に長期に渡る。そのことがまた農家にとっても大変だし、地域にとっても大変なことになる。

したがって、公的負担の方は大変だということが起きやすいと思うのですが、工期の点はどんな推移になっていますか。

雑賀農地整備課長 10年ぐらい前ですか、そういう工期の問題が結構ありまして、現在、採択するときは限度工期というものを示しており、ほ場整備の場合は、6年を限度としてやってくださいという形をとっております。ただし、やはり個人の土地をいじる事業でもありますので、なかなか6年ぴったりで終わることは難しいところもありまして、大体今、平均で7年から7年ちょっとぐらいという形になっているようにございます。

竹内委員 もう一つ、これで終わりにしますけれども、平均の事業費。例えば1反当たりとか、1ha当たりとか、その辺の、特に運用上の、要するにあまり高いところはやはりいろいろ無理があると思うのですけれども。もちろん、条件の悪いところという問題もありますけれども、全体が生産性の向上に寄与して、農家生産の方も規模拡大で経営がうまく成り立っていく。そのためにやっているわけですが、あまり高くてこんな金額ではとてもじゃないけれども間尺に合わない、普通の投資だったらとても投資できない。しかし、10%の負担だから投資できるという感覚になりがちなので、そういう点の運用上の歯止めはどんな具合でしょうか。

雑賀農地整備課長 土地改良事業の場合は、土地改良法の中で経済効率性を求めるようになっておりまして、事業費に見合う効果が得られる事業を実施しており、効果の得られないような事業費を掛けることはできない制度の仕組みになっております。そういう中で歯止めがかかっていると考えておりますが、今、大体平均で言いますと反当たり150万円ぐらいがほ場整備の平均単価になっております。

竹内委員 はい。

八木座長 ただいまの竹内委員の発言にちょっと関連してお伺いしたいのですが、貸し手の農家側の金勘定と言いますか、今日はデータが出ていないのですけれども、そこから見たときの小作料の水準ですか、それはどういうものか、もしデータがあれば教えていただきたい。1つは自作をした場合の通常計算されるような収益と小作料との関係、

これは現状でどういうことになっているのかという点と、もう一つは農地の維持管理を考えたときに、例えば土地改良の負担金とかあるいは水利費とか、水利費はどちらが払うかということは、それぞれ相互に話し合うと思うのですけれども、農地を維持管理する場合の土地改良の負担金なり、あるいは固定資産税ですか、税金等々の、そういう面から見たときに現行の実勢小作料ですか、これがどのぐらいのレベルになるのか、そういう御検討をされたデータはありますでしょうか。

吉田委員 いいですか。

八木座長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 まさに、今回の資料でいわゆる農地の最低限の維持管理費、コストというのはどうなっているのか。1つは水利が、土地改良区の経常賦課金だとか、それから税金だとか等の負担が大きく、新潟県のこれとか幾つか私が知っているところの市町村を眺めますと、今回の標準小作料を改定すると、貸し手はほとんど残らないのではないかと思われる。水利費や、下手をすると税金を払えない状況になってきている。だから、その面では確かに担い手育成、育成ということも、小作料を下げることも重要なのですが、実はもう少し土地全体、農地、地域全体の水田をどうやって守っていくか、ということを考え少し検討しないと、これは担い手はいるけれども、ほかの農地は荒れてしまった、とか、そういう可能性が1つ出てきている。その辺をできれば少し検討が必要だと思う。もしあれば、例えばほ場整備でも六千幾らと非常に安くなっていますが、これに土地改良区の水利費、経常賦課金がかかると、多分1万円を優に超えるはずです。そうすると、いわゆる貸し手にとってみたら果たして土地改良をやるインセンティブがあるのか、ということもあります。

もう一つは、この小作料のところ最近、いろいろ私の付き合っている担い手や何かの問題で一番大きな問題は、阿部さんのところでもあると思いますが、負債問題があって、土地の価格が下がってきますと、どうしても農協は負債整理をやらざるを得なくなっているのです。そうすると、誰が買うかという、担い手がやはり無理して買わざるを得ない。この価格で百何十万というと結構、私のよく知っている農家の裏勘定を見ますと、とんでもないぐらい農地取得の借金があるのですよ。現実にこれを見たら、普通、買っても合いません。しかも、規模は結構5haとか3haというのを一遍に買わなければいけないとすると、それだけで5,000万近い金が動く。あるいは3,000万近い金が動くということが起きています。いわゆる農家の負債整理のときの農地を誰が管理していくのか、と

ということも今問題になっていると、これはちょっと私の意見であります。

八木座長 澁川室長、どうぞ。

澁川農地業務室長 管理費の関係で、土地改良法の負担金との関係など、県別にデータがないのですけれども調べておりましたら、賦課金でいわゆる土地改良区の運営費だとか、ポンプを動かしたりする経費について、全国平均で大体2千円台という数字となっており、15,000円の実勢小作料と比べるとそんなに高い水準ではないという状況にあります。だから、それが地代を下げ止まらせる要素に、平均的に言えばそうだと思うのです。ただ、確かに一部で2万円以上の高い水利組合費を取っているところがあると思います。ですから、それが多分先生がおっしゃるところ、座長がおっしゃるところではないかと思っております。そういったところは、やはりマイナスになってしまうわけです。それがあまり貸す人が出てこなくなるのではいかという御指摘になるのだらうとは思いますが。ですから、そういったところはどういう形でやっていくかは、いずれにしても出し手と受け手の関係ですから、管理費が掛かっても、赤字でも、とにかく貸すという人も出ておりますし、その辺は実質的に担い手との関係で個別に今決められるという形になっております。ただ、一部の例でございますけれども、客観的に見ると赤字になる部分があったり、いろいろな状態が出ておられると思っております。

八木座長 雑賀課長、土地改良区の賦課金ですか、そのことについて何かありますでしょうか。

雑賀農地整備課長 経常賦課金については、先ほど室長からお話があったとおり、2,000円から3,000円ぐらいだと思っておりますけれども、全国的に見てばつきはあるのだと思います。経常経費の場合は普通は、借りた方が払っておられる場合が多くて、例えばほ場整備のように自分の資産価値が増えたというところについては、貸し手の方というか、その土地を持っておられる方が払っておられるケースが多いということなのですが、ただそれも必ずしも借り手は一切払っていないのかというと、借り手が払っておられる場合もあれば、水利費も貸し手が払っておられる場合もあるので、そこはどれぐらいの比率でどうかというのはないのです。そのところは必ず貸し手が払っているとか、借り手が払っているというものではない。その小作料の中で貸し手が払うべきだと思って払っておられたり、小作料の中で借り手が払うべきだと思って払っておられるという形だと思っております。

八木座長 阿部委員、どうぞ。

阿部委員 吉田委員が先ほど地代と農協との関係を若干お話になったのですが。

吉田委員 いやいや、農協ということではなくて。農家の負債問題です。

阿部委員 これについて実態をお話しますと、今、金融の関係で農協の資産査定が大変厳しくなっている。それで地代が下がって農地の評価が下がる、農協が農地を担保に金を貸せなくなるのです。土地の担保評価は安くなりますから、以前は1反歩100万円なり70~80万円したものが、今の資産査定では20~30万円の評価に下がっています。農水省の監査で、資産査定が大変厳しくなっている。農協が農家に金を貸せないという場面にもなっていてあります。地代は、そういうところにも関わるのだということを前提に置いて議論しないといけないのではないかと思います。

それと、今日のデータには無いようですが、地代と規模拡大との相関です。経営規模拡大との相関。地代が下がるから経営規模拡大に即つなげるという問題ではないのではないかと私は思っているのです。この規模拡大と地代との相関というものをもう少し見てみる必要があるのではないかと。地代が下がると規模拡大につながるという相関ではない。借り手が楽になって、貸し手がどんどん農地を手放して規模拡大につながるというものではない。地代と、規模拡大との相関よりも最も地代に関わっているのは、生産調整と、米価だと思うのです。米価と生産調整が地代に一番密接な関係がある、このように思っています。したがって地代が下がったからといって、規模拡大につながるものではないと私は思っているのです。そういう見方で検討を深めてみるということも非常に大事な視点ではないかと思います。

八木座長 ほかにございますか。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 やはり今のような議論をお伺いしていると、土地改良についてもつながっている小作料、賃借料の話についても、もう少しビジネスという感覚から全体を見てほしいのです。つまり、投資をするときに普通の民間企業であれば、どういうビジネスに持って行くために投資をするのか、その投資によってビジネスモデルのフィジビリティをチェックする、それである種の決断をして投資をするわけです。ですから、土地改良法に経済効果がないものはやってはだめだ、と書いてあるのはそういうことを念頭に置いて書いてるのであって、法律に書いてあるから経済効果、ある種の計算をしてという、そういう発想ではなくて、民間企業でも投資をすれば一定投資期間というのはものすごい大事です。20年も投資をしている、そんな設備投資なんて民間やほかの分野では、どこにもないです。ですから、なるべく早く、投資をしたら投資の回収が早く始まるように、ということにな

れば採択の問題になってきます。ですから、すべてビジネス感覚で見ると借り手と貸し手と両面あるのですから、両方をおっしゃるように、確かにそういう感じもするのです。両方の事情がありますから。したがって、借り手にとっては賃料が安い方がいいというのは二分の一の側面であって、もちろん二分の一の側面も考えなければうまく流れていきませんが、これはある種のビジネスモデルとして、どういうふうに考えるのかということ。投資の方も、あるいはこの仕組みとしての賃料の問題も、それから、おっしゃるようなものは全部つながってきて、水利代とかみんなつながってきます。そこらも全部含めた地域の投資をする以上は、ビジネスモデル、それも相対的に書いてみて、これは優先順位が高い、ここはまだ優先順位が低いからもう少し条件を地元で整えてもらいましょう、というような選択をして投資を決めるというふうには、昔よりなっていると思うのですけれども、もっとそういうふうになっていただかないと、後になってこのつけが回ってきて後始末に大変だ、借金も返さなければいかん、金融の方の状況から農協だけは銀行と違うのだよ、というわけにいかないという話も出てくる。後始末がなかなかうまくいっていかない。最初のところのビジネスモデルの設計の検討がやはりちょっといかがだったか、ということになるのではないかと思います。ですから、これからそういうことをもう少し議論をしていただいて、運営していただいたらいかがかなと思います。

八木座長 阿部委員、どうぞ。

阿部委員 ただいまのような議論になってきますと、農業というのは資本の論理で割り切れるのかという議論になると思うのです。特に農地をどう見るかということにも関わります。農業というのは資本の論理で、ビジネスモデルどおりに割り切れるのかということです。私はそうではなくて、農業は自然環境にも支配され、あるいは植物生理そのものにもコントロールされる。それから動物生理にもコントロールされる。そういう面では、資本の論理が制限される産業なのです。それをビジネスモデルを描いてそのとおりに貫けるか、これはそうならば一番私も理想なのですが、なかなかそうはいかない。そこにこの問題の悩みがあることを私は生産の現場からは是非訴えておきたいと思います。

竹内委員 全くおっしゃるとおりです。それはもう社会的に、基本的にみんなそういう理解、支持があると思うのです。ですから、実質9割の公的な助成でも公認、バックアップがあるわけです。あるいは、生産調整だって、カルテルだからけしからぬという声はほとんどないわけです。ですから、おっしゃるような側面と、それから経営というのはビジネスだなという側面と、そのバランスをどうやってとっていくかということになるので、

おっしゃること自体はよく踏まえなければいけないと思っています。

八木座長 中島委員、どうぞ。

中島委員 今のお二人の委員のお話につきるのですけれども、もう一つよくわからないのは、確かに地代は安い方がいいのかもしれないし、あるいは先ほど賃料が土地売買の百分の一ぐらいであるという話もあったのですが、地価がその上でどのぐらい収益が上がるかをベースにしながら算出される方式になってきている中で、何で農地がこんなに高いかということです。確かに、農協としては担保として査定が高くなる方がいいというのはあると思いますけれども、経済効率性を欠いている感じがあります。

それから先ほどの水利権の話ですが、2万円を超える場合があるというお話があったのですが、そもそも耕作ができないような土地での水利権の値段というのは一体何の意味があるのか。質問というよりはコメントになってしまいますが、経済合理性云々ということ以前の話として全くわからないのです。したがって、農業はビジネスモデルが完全に成立する分野ではない、というのは私もそのとおりだと思うのですが、一方で地代であるとか賃借料、あるいはほ場整備だとか、経済合理的な枠の中にもあるということも事実ですから、全体のバランスが取れないということ自体、もうスタートからうまく回らないような気がします。

ですから、地代にしても、先ほど標準小作料はどういう意味があるのかという竹内委員のお話も大変よく納得できて、例えば人によってはこの小作料ということだけで自分の農地を維持するという方もいらっしゃるでしょう。逆に兼業であれば小作に出して100%農業以外で働いた方が全体としての所得は増えるという方だっていらっしゃると思います。そうであれば標準小作料一本というのもよく意味がわからなくなってくるのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えればいいのか、部分的でももちろん構わないのですけれども、もしお答えいただけるのであれば教えていただきたい。

八木座長 澁川室長、どうぞ。

澁川農地業務室長 地価の件につきましては、平成の初めの頃ですけれども全国の平均ですが200万を超えて、それ以降ずっと少しずつ下がりに続き、今、先ほどお話をしました150万ぐらいのところに来ております。それが経営からするとどうかというお話は御指摘のとおりだと思いますが、やはり日本の土地事情とかいろいろなことで恐らく農地価格も決まっているのだらうと思いますので、それが正当なのかどうかと言われると、そこはなかなかコメントをしにくい部分でございます。

それから、小作料の算定の話ですけれども、あくまでも標準的なものをベースにこのぐらいいいということを出しております、兼業とか専業とか、その辺はあまり区分しません。ただ、先ほどの規模拡大の効果などにつきましては、経営者報酬という形である程度反映しているように指導しているところですが、大体地域によって上田、中田や収量とかで分けております。大体そういう標準的なものを三区分とか二区分とか、そういう形を出しているところですが、したがって、兼業農家とかそういったところについてどうかと言われると、その部分については考慮してはおりません。ですから、それを兼業の部分を含めていいかどうかということにつきましては、いろいろなパターンがあると思いますので、なかなかその辺も一律に標準小作料として出せるのかということもあると思います。

すみません、ちょっとあまり答えになっておりませんが、よろしく申し上げます。

八木座長 雑賀課長、どうぞ。

雑賀農地整備課長 すみません、若干誤解があるのかもしれないので。水利費の2万円の話ですけれども、私も手元に、どういう地区がどんな条件で2万円ということなのか分かりませんが、ただ多分あったとしても非常に特殊なケースだと思います。いずれにしても、農家の方、例えば事業をやった後、どれぐらいの維持管理費を払います、ということについては合意の上で事業に参加されますので、もし2万円払っておられたとしても、2万円払ってもいいから事業をやりたいということでやっておられる仕組みになります。ただ、私の感覚でも当たり前2万円の水利費というのは異常な値段ですので、本当にそんなものがあり得るのか、あったとしても非常にレアなケースだと思います。いずれにしても維持管理費については、きちんと農家の方の合意のもとにこれぐらいの維持管理費になりますよ、ということで事業をやっておりますので、農家の方がとても払えないようなものを無理して取っているということはないと思っております。

あとビジネスモデルの関係で、先ほど私の方から土地改良の経済効率が1を超えなければいけないと、これは公共投資という視点におけるチェックですが、もちろん事業を実施するときは、土地改良事業の場合は農家の視点から見たチェックもやっております、農家の方に例えば事業をやった後、どういう営農をやるのか、そういう営農ビジョンというものを農家だとか地域の方に作っていただいて、そのビジョンに従って生産すればどれぐらい生産額が伸びるのか、この伸びた所得が土地改良の負担金をどれぐらい上回っているのか。もちろんこの伸びた部分において、土地改良の負担が十分支払えるのだということを確認した上で事業の採択を行っております。公共投資の視点と農家の方の投資

の視点の両方でチェックを行っていることを付け加えさせていただきたいと思います。

八木座長 担い手農業者の話を聞きますと、農地が面的にまとまって非常に条件のいいところであれば高い、高いといいますが、地代を払ってもいい、しかし条件が悪くて非常に分散しているようなところではほとんど払えない。むしろ管理費をもらいたいぐらいだ、というような話も聞くことがあるのですけれども、農地の面的な集積状況が、どのくらい地代のレベルの違いとして出てきているのか、というような調査があるのかということをもまずお聞きしたい。それからもう一つは、この資料の 10 ページの「貸し手・借り手が希望する小作料限度額」のところで、借り手の側が 5 万円以上というのは 2% いるのですけれども、これは多分水稲だけで借りているものではないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。いわゆる耕地の利用率ですが、東北などについてはなかなか厳しいところはありますけれども、水田を高度利用するというようなことを通じて、地代の水準もやや上がる、ということもあり得ると思うのです。そういう意味での耕地利用率を高めるといいますか、そうした取組もこれからは大事ではないかという気がします。先ほど吉田委員が地域全体で考えていかなければいかんという話をしましたけれども、やはり地域の面的なまとまりの中でどういう農業をしていくのかが、小作料の水準にも影響するのではないかという気がします。

澁川室長、どうぞ。

澁川農地業務室長 農地の分散のお話は御指摘のとおりだと思います。特に、認定農業者あたりが個別に借りているとか、借りてくれと頼まれてやっているところがあると思いますけれども、かなり分散していて、それが労働生産性にかなり影響している。大体 1 ha くらい固まっていればいいようすけれども、それ以下の場合は移動時間とか、そういった点でかなり作業効率が悪くなることで、全体でどのくらいコストの引き下げができるか試算していることはあるのですが、地代に限ってやったという形はございませんので、そこはお出しするにしても、恐らく全体のコストがどのくらい下がるか、というのを試算したものだろと思うます。

それから、この値段の部分につきまして、確かにその地代が払える作物を作らないと払えないということはそうだと思いますので、果樹ですとか、米よりも収益性の高い作物あたりの設定のものではないかと思っているところでございます。

八木座長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 先ほどの中島委員から「何で農地の価格が下がらないのか」とのことで、私

も幾つか調査しているのですが、先ほど言ったように、ほとんど今は農地の売買は負債整理なのです。そして負債整理のためには、負債が解消できる価格ではないと意味を持たないし、農協側もこのぐらいの値段で買ってくださいよというのと、もともと借りていた土地が負債整理で農地が出てきた場合は、ある程度高めに買わなければいけないということから、買う側にとってみると結構高い値段なのです。いわゆる普通の農地の売買ではなくて、今、ほとんど出てきている事例の多くは負債整理だと思います。しかも、負債整理が増えている。市町村によっては、そのために利子補給をやったりとか、そういうこともやらざるを得なくなっている状況に今なってきている。ある面では今日出てきた問題で貸し手と、それから農地の出し手とか、要するに農村経済全体からもう少し、今後、水田農業を考えていく時期に来ているのではないかという気がします。

八木座長 阿部委員、どうぞ。

阿部委員 竹内委員が帰られたのですけれども、受け止め方が違った点もあったと思います。結局、農地の、特に水田農地の地代、小作料はいかにあるべきかということは、非常に大事な視点だと思います。それをどれぐらいの水準がどうなのかということを経営前提にした農業経営、水田経営のビジネスモデルを描く必要があるかもしれません。先ほどそれを提起していただいたのだと思いますが、それをちょっと取り違えてしまったのです。やはり農地の価格との関連もありますが、標準小作料をどれぐらいに設定するか。その設定した場合に、どのような経営モデルを描けるかということは、是非やらなければいけないと私は思います。御指摘のとおりだと思いますので、これは非常に大事な点だと思います。

それと、今、吉田委員もおっしゃられたのですけれども、農地の売買の大半は負債整理のための移動というのが圧倒的で、その場合の水準はなぜ一定水準で売買されているかというと、保証人が高く引き取らざるを得ないという実情だからです。これは実勢の価格よりも2～3割高く、やはり保証人が引き取る形で売買が行われ、負債整理が行われているというのが実態なのです。だから、その水準が適正な価格とは私は思わないのですけれども、やはり1つの水田経営モデルを設定した中で、いかなる水準が逆に適当な小作料水準かということは、試算してみる必要があると思います。是非、ひとつお願いします。

八木座長 大南委員、どうぞ。

大南委員 標準小作料が全国的に下落しているわけですが、これは米価の下落が大きく影響しているのではないかと考えております。小作料の算定の計算方法の詳細につきましてはわかりませんが、小作料は、借り手側は安い方がいいわけですし、貸し手は高

い方がいいわけでは、算定につきましては借り手、貸し手、それから農業委員会、いろいろな機関が集まって決定されると考えております。そういった機関で決定した結果が全国的に大きな下落を招いているということです。米づくりは農村文化そのものではないかと考えております。ですから、水田農業は環境問題も含めて総合的に評価すべきではないかと考えております。

以上です。

八木座長 よろしいでしょうか。

それでは、質疑の方はここで終わらせていただきたいと思います。またお気づきの点がありましたら後ほどでも御発言いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

#### (4) その他

##### 規模拡大と米の生産費の関係について

八木座長 それでは、引き続きまして、これまで検討会での議論の過程で出された課題に対するいわゆる宿題返しということで、農水省から説明をいただくことにいたします。

最初に「規模拡大と米の生産費の関係について」、生産局農産振興課長の雨宮課長から説明をお願いします。

雨宮生産局農産振興課長 農産振興課長でございます。

前々回に直播技術の御説明をさせていただいたときに、生産費の希望階層ごとの資料につきまして吉田委員から、5 ha 以上の生産費の減り方が下げ止まっているとのお話がありました。資料3に少し不十分ではございますが、分析したものを提出をさせていただいております。

5 ha から 10ha の全参入生産費が 106,619 円、10～15ha、15ha 以上では、確かに少し下がり方が鈍っているところでございます。

中身を少し見てみますと、肥料、農薬の単位面積当たりの投入量は、規模が拡大してもそう減ることではないので、この部分はあまり削減効果はないのかと思います。ただ、肥料等につきましては、大口割引のようなものを活用されてコスト引き下げの努力をされているということはあると思います。

それから、作業委託につきましては大規模化してアウトソーシングするという部分もございませうけれども、基本的には自前での機械作業が増えてくることで、委託料は減少する

けれども、農機具費が増えるという関係にあると思います。それから乾燥調整に関しては収穫量に応じて経費が掛かりますので、規模との相関はないのではと考えております。

農機具費につきましては、これは規模拡大に伴って当然減少するわけですがけれども、今の中型、小型の機械化体系での効率性の限界ということで、下げ止まっている状況です。

それから、種苗費等につきましても、肥料、農薬等と同様の事情かと考えております。

労働費につきましては、当然規模拡大に伴って生産性、効率化に伴って減少するという傾向にあるかと思えます。

それから、支払地代ということで、先ほど御議論がありましたけれども、規模拡大に伴って自作地に加えて借地が増えるということで、この部分の費用が増加するということはあるかと思えます。

今後の削減の可能性ですがけれども、前回のコスト削減のときにお話があったかと思えますけれども、投入資材、例えば肥料につきましては、大口割引をさらに活用する。あるいは、BB 肥料のような安価な肥料を使うとか、あるいはフレコン流通を活用するとか、低減の方法はいかほどか残っていると思っております。農薬の方も安価な農薬が出てきていると聞いておりますし、それから病害虫抵抗性の品種を使って薬剤を減らす。例えば、新潟のコシヒカリ BL では、いもち病の薬剤散布を2回から1回に減らす取組も行われていると聞いております。

それから、農機具費の効率利用ということに関しては、規模拡大をどう進めるかが1つ大きいかと思えます。今の体系で15ha ぐらいのところ少し壁があると認識しておりますけれども、直播技術を入れる、あるいは品種を複数品種で作期を分散させて春作業、秋作業の作業ピークをならしていくことによって、今の体系でも機械を増やすことなく、24~25ha ぐらいまではできるのではないかと考えております。また、直播栽培の事例としてはワンセットの機械体系で30ha を超えるような事例も出ております。

それから、規模拡大については農地の集積がやはり大きいのではないかと。分散ほ場では当然効率が悪くなりますので、農地の集積をいかに進めることも大切と思えます。

あと低コストの機械、例えば機能を絞って価格の安い機械を入れていく取組も行われていると聞いております。

簡単でございますが、以上でございます。

八木座長 ありがとうございます。

## 平成 20 年度の米消費拡大の取組について

八木座長 引き続きまして、「平成 20 年度の米消費拡大の取組について」、総合食料局消費流通課流通加工対策室の大坪室長から説明をお願いします。

大坪総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室長 総合食料局食糧部消費流通課の流通加工対策室長をしております大坪でございます。

これまで検討会の中で大木委員ほか、委員の先生方から御指摘のあった米の消費拡大対策、この取組状況について、本日はお手元の資料 4 について御説明したいと思います。

資料 4 を 2 枚めくって 1 ページをご覧ください。米の 1 人当たり消費量は食生活の変化を背景に年々減少しております。これによって自給率が低下するとともに、米の生産調整も水田面積の 4 割にも達する状況になっております。農林水産省では従来から米の消費拡大運動を実施してまいりましたけれども、その重要性が一層増大していると認識しております。

平成 20 年度の米消費拡大の取組にあたっては、今回新たに省内公募をしまして、新しいアイデアを募集いたしました。867 件のアイデア、それからインターネットによる米の消費に関する調査結果も活用しまして、時期とターゲットを絞り込んで効果的に実施していきたいと思っております。

次に 2 ページと 3 ページをご覧ください。裏表になって恐縮でございますが、本年の消費拡大の取組につきましては、昨年冬から展開しております「めざましごはんキャンペーン」、これを 3 つの時期に分けて実施をいたします。4 月の新入生・新入社員の時期、それから 6 月の食育月間のキャンペーン時期、それから新米時期等、秋から冬にかけてのキャンペーンでございます。

それから、次の 3 ページのところですが、「朝ごはんビジネスの推進」、「簡便化・個食化への対応」、「米飯学校給食の推進」、「家族揃って夕ごはん」の推進、「ワークライフバランスの実現」、「健康志向・環境問題への対応の推進」という観点からそれぞれの取組をやっております。

具体的には 4 ページの方をご覧ください。「めざましごはん」キャンペーン、これは若年層の多くが朝食を欠食しているということ、特に 20 代の単身世帯では朝食欠食の割合が半分にもなることから、その改善のため、行っているものであります。左のグラフでもかなり多くの朝食欠食が若年層に見られることが示されております。食育推進基本計画でも、

食料・農業・農村基本計画でも、そのための対応が求められております。また、子どもたちの生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因となっていることから、文部科学省でも「早寝早起き朝ごはん」国民運動」というものをしており、文部科学省のキャンペーンとも連携して実施しているところであります。

左のグラフ、先ほど見ていただきましたけれども、特に18歳から19歳で朝食の欠食が急増してきております。これはやはり高校を卒業して進学したり、あるいは就職をしたり、一人暮らしを始めることで、その時点で食生活が乱れるということが原因の1つになっているのではないかと我々は考えております。このため、平成20年度のキャンペーンでは、4月に集中的に新入学生あるいは新入社員等への啓発活動を実施をしております。

今回お配りした資料の一番最後のページにカラーコピー、本物はリーフレットなのですが、この絵柄のポスターを3,000枚と、リーフレットを38万枚印刷しまして、85大学の新生を対象としたキャンペーンを展開しております。例えば、拓殖大学では健康診断時に受診者全員にリーフレットを配付をしたそうです。また、鉄道各社の御協力によりまして、駅の構内にもポスター等を掲示いただいております。今週、東京メトロの全150駅でポスターを掲示しております。一部の大手企業からも新入社員へのリーフレット配付に協力をいただきました。そういう形でキャンペーンをやっているところでございます。さらに、朝は皆さん、時間がないということで、特に通勤・通学途中にあたる駅の中のいろいろな外食や中食事業者そういうもの全体を運営するような会社、それから鉄道会社にもごはん食の提供の可能性についてお願いをしたりしているところです。

そのほか、朝食が集中力をアップさせるというデータは、これは文部科学省のデータでもはっきりしておりますので、今後、学習塾等、そういう学習関係の関係者にも働きかけをしていきたいと思っております。

次に5ページをご覧ください。昨年度までは、この消費拡大のキャンペーン、主にテレビのCM中心の広報活動でありましたが、平成20年度はメディアミックスの手法ということで、テレビのCM以外にも新聞・雑誌広告、Web広告、それから交通広告、そういうものを組み合わせて複合的に活用する手法で広報をしていきたいと思っております。特に、6月の食育月間、9月以降の新米の流通時期に効果的に実施していきたいと考えております。また、より多くの食品産業の事業者の方々にキャンペーンに参加いただくことで運動が広がります。ただ単に広報するというだけではなくて、民間の方々に一緒に活動していただくということが運動の広がりにとっては非常に重要であると考えておりまして、昨年

11 月以降、「めざましごはん」キャンペーンをやっているわけですが、現在、ロゴマークの利用申請、これはこの紙に「281 団体・企業」と書いてありますが、これは3月末現在の数字で、今朝までギリギリ集計してみたところ、「306 団体・企業」ということになっております。CM キャンペーンソングの利用は 75 団体・企業から申請があり、現在、使っていただいております。各社で朝食をターゲットにした新商品開発、それからロゴマークを各社の商品に張っていただくなどしております。これは後ろの参考事例等にも一部写真が載っておりますので、御参照いただければと思っております。それからスーパーや小売店の店頭でも放映するための DVD を作成しております、3,500 ほど配布をして、各社がキャンペーンをしているところでございます。

それから次のページ、6 ページをご覧ください。朝ごはんを食べていただくというためには朝食を提供する機会も増えていくということが大切だと考えております。朝食欠食は 20 代で約 3 割、30 代で約 2 割ということで、それ以外の全世代を含めて 1 年間の朝食の欠食数は 50 億食に上ります。1 食 300 円と仮に仮定すると、その市場規模は 1 兆 5,000 億円にもなります。一方でこの 20 代から 30 代の男性会社員を対象にした民間の調査では、93% の人は朝食を採ることが必要と考えております。この 6 ページのグラフでございますが、大都市部の若い男性会社員は、朝食は通勤途中や会社に着いてから食べることが多いというデータもあります。最近、こういうような方々は、いわゆる「駅ナカ族」とか「席朝族」と言われておりますが、現在は朝食欠食の方であっても、こういう利便性があったり、魅力的な朝食向けの新業態が身近に増えてくれば、朝ごはんを採っていただけるという可能性があると考えております。このような朝ごはん市場、こういうところに企業が積極的に参入をしていただくということを我々は望んでいるところでありまして、関係事業者を対象にした「朝ごはんビジネスセミナー」なども 20 年度は開催する予定にしております。

6 ページの左下のグラフでは、普段、朝食がパン派である若い女性についても、本当は 4 割ぐらいが和食を食べたいと考えているデータでございます。このように、本来は和食を食べたいけれども、今、パンを食べている状況は、ごはん市場にとってみれば未開拓のところでございます。こういう朝食市場、消費者の潜在的ニーズを踏まえて食品製造業者、あるいは外食、中食業者の方々に新規商品の開発、あるいは新規業態の提供をお願いをしていきたいと思っております。参考事例の方にも「めざましごはん」キャンペーンのロゴを張って商品開発していただいたものがございますので、ご覧ください。

それから、7ページをご覧ください。省内公募の話在先ほど申し上げましたけれども、省内公募の方でも簡便化、個食化に対応した商品やメニューを提供すべしといった趣旨のアイデアが幾つかございました。これまでも米の消費拡大事業をやってきておりまして、その中でコンテスト、それから専門家によるごはんのレシピやメニューの提供をやってきたわけですが、実は著作権の問題がありまして、大手のスーパーさんとか食品事業者さんから、「これを使っていいですか。」という問い合わせがあったときに、二次利用の問題で一部有名な専門家に作っていただいたレシピなどは、なかなか二次利用ができないケースもございました。20年度から国の方で行う米の消費拡大事業で使っていくレシピ、こういうものについては、著作権をフリーで自由に二次利用ができるような形で最初に契約をすることを予定しておりまして、そういう形で大手スーパー、食品事業者さんの要望に応じていきつつ、より簡便化、個食化に対応した形の提供をしていきたいと思っております。メニューの提供頻度についても、より頻度を上げていきたいと思っております。

下のグラフでは、単身世帯の約5割が米の少量包装に関心を有しているという結果です。これは、そのままビジネスにつながるかどうかはわかりませんが、こういうデータを踏まえながら、米の卸さんや小売業者にも、「こういうこともあるのですよ。」とお願いしていきたいと思っております。

8ページのところでございますが、米飯学校給食の推進の問題でございます。米飯学校給食の実施回数は、平成14年以降、週2.9回で横ばい状態になっているところであります。すでに8割の学校で週3回を達成しておりまして、特に週3回以上の実施校では伸びが鈍化というか、あまり伸びなくなっている状況であります。このため、全国の農政局や農政事務所が、米飯学校給食実施回数が3回未満である約300の市町村を中心に関係者への実施回数増加をお願いをしているところであります。また、週3回以上を達成している市町村についても、今後、それ以上にさせていただくようお願いをしていきたいと思っております。

それから、学校給食に関しては、最終的には学校設置者である市町村、あるいは教育委員会、それからメニューを構成したりする栄養職員の方々とか、そもそも給食費を払っていただく保護者の方々、PTAの方々、こういう方々の全部の理解がないと、なかなか米飯学校給食が進まないところもございまして、PTA等を対象にした学校給食の効用等を普及するフォーラムを開催したり、それから、学校栄養職員や管理栄養士等を対象にしたメニューの普及を図る活動も引き続き行ってまいります。これらのメニューやごはん食の効用

についての情報については、今年から専門誌の「学校給食ニュース」に載せたり、インターネットで提供したりして、全国の関係者が情報にアクセスしやすくしていきたいと思っております。

それから、8ページの真ん中あたりにある「ごはん給食紀行」がございます。これは全国の優良な米飯学校給食の事例を紹介して普及しようという試みでございます。19年度は元サッカー日本代表の城選手に全国各地の小学校を訪問していただきまして、小学生と給食を採りながら、「スポーツ選手にとっては、健康管理というのが非常に重要だ。」「その中で特にバランスよい食事をしっかり採ることが大切だ。」というような話、それから米飯学校給食の良さなどをアピールしていただきながら、その結果を小学生新聞等に大きく載せていったりしながら紹介しているところでございます。本年も改善を加えながらやっていきたいと思っております。

それから、次の9ページでございます。これは先ほどの省内公募で出てきたアイデアの1つなのですが、父親が夕食の食卓にいる日といない日ではメニューが違ったりとか、夕食に家でごはんを食べればお酒の量が減って健康に良いというようなアイデアが公募で出てきた関係でございまして、その後、インターネット調査をかけて4,200人を対象にアンケートをしたところ、平日、夕食に関して家族と夕食を採る場合は、採らない場合よりごはんの割合が高いという結果が出たところであります。内閣府の調査では、家族一緒に採る食事や家族団らんを大切にしている人が多いという調査結果もこのグラフに載っておりますけれども、一方では現実、家族揃って夕食を採る頻度が減少しているのがこの左のグラフでございます。ワークライフバランスについては、ワークライフバランス憲章やワークライフバランス推進のための行動指針、その実現度指標が昨年12月、内閣官房長官や経済団体、労働団体の長を構成員とする会議で決定をされたところで、国としても、その実現に向け、国民運動等を通じた機運の醸成に取り組んでいくこととされておりますので、米の消費拡大運動自体は直接それではありませんけれども、この家族と一緒に採るごはんで米の消費拡大になるのであれば、そういう観点から本年度の米の消費拡大運動でも6月から交通広告等を用いて通勤途上のお父さん方などに啓発活動を実施していきたいと思っております。

それから10ページでございますが、最後のページでございます。省内公募でもごはんの効用を積極的に発信していくようなアイデアが非常に多くございました。1つは中高年の男性の過半にメタボリックシンドロームが強く疑われるという話でございますが、あ

るいは予備軍になっているというところでありまして、米を中心とする日本型食生活、それ自体の健康面からの効用を訴えていきたいと思っております。これまでもお米の消費拡大関係の取組で医師会と連携して「食育健康サミット」を毎年開いて、その米の日本型食生活等の効用について講演内容をパンフレットやインターネットを通じて全国に発信してきたところでありますが、本年もそういう形で対応していきたいと思っております。

なお、配布いたしました 12 ページ以降のものでございますが、参考事例等でございます。説明は省かせていただきますけれども、省内公募したときの主なアイデアやインターネットの調査結果、それからキャンペーンの参加企業のそれぞれの状況等を御紹介させていただきますので、ご覧いただければと思っております。

米の消費拡大の取組についての説明は以上でございます。

八木座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して何か御意見等がございましたらお願いいたします。

中島委員、どうぞ。

中島委員 米消費拡大の取組で教えていただきたいのですが、一番最後のところで、「家族揃って夕ごはん」の推進ということで、実際には毎日、食事を家族揃って食べるという割合がだんだんと減ってきているという数字がありました。これは家族と揃って食事をすると他方で外食が減ることになり、米食の消費拡大につながると思うのですが、外食産業は食べ残しと申しますか、残飯が随分出るような形になっていると思います。自給率を上げ、無駄を排するという意味と、健康志向的な意味でも、外食よりは家で食べた方が米消費は増えると思うのですが、そこら辺は何か数字はありますか。全体で見ると、これをやると日本の食料事情としても、それから米の消費拡大としても多面的に効くような気がするのですが。

大坪流通加工対策室長 食べ残し等と、あるいは家庭内、それから外食における関係等、そういうもののデータが特にあるわけではございません。先ほどのデータでお示したとおり、毎年、毎年家族と一緒にごはんを食べる機会が減っている。実はしかし、皆さん、家族の団らんを大切にしている人が多い。そういう中で内閣府の国民運動に連携をして世のお父さん方、あるいはお母さん方、働いている方々に、ごはん食の推進を訴えかけていくということございまして、特段、バックデータというものは今、資料としてお出ししているインターネット調査の結果程度しかございません。

中島委員 もし、プラスになるというのが本当に多角的にあるのであれば、そういう点

も御調査いただいて、特にキャンペーンの中に生かすことができれば、もっと効果があると思います。特に最近は健康志向とか環境志向とか、あるいは食料危機みたいな話も増えていますので、家で夕食を食べることは全面的に大きく効くということであれば、大変効果があると思います。

八木座長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 私の質問ということで資料3を出していただき、非常によくわかったのですが、やはりこれはあのときも言ったのですが、結局コストの側面で見ますと、やはり10haから15haのところまでちょうど限界に来ているということが今日もよくわかりました。要するに、無理に例えば大きな規模の、50、100haの法人を作る場合もいいのですが、それが果たしてコストの削減につながるかというと、どうもそうでもない。現実調べてみてもそうなのですね。あと、私の院生が今、株式会社の農業参入をやっているのですが、やはり企業も現実にはかなり採算的に見ると苦しんでいます。要するに、担い手の増というのを相当多様なものとして考えていくことが必要ということです。改めてありがとうございます。ただこれを見ると、やはり地域によって本当にいろいろな経営を考えていかなければいかなということがわかりました。

それから、あと消費拡大の点で行きますと、特にやはり米の業界の問題で、7ページの資料、私もずっと感じていたのですが、単身者だけではなくて、高齢者も含めて、やはり少量の包装による販売をかなり推進しないと難しいのではないかと。これはなぜかというと、スーパーで2,000円程度という商品は米以外の食品は他にないのですね。日本生協連が何年前か前にやった調査を見ると、大体家族で1月に5kgとかを買いますと、大体給料日前になくなる。給料が入るまでは、2,000円ぐらいを出すよりは、パンとかうどんの方が安いですから、そうして給料が出てからまた買うというパターンがあって、最後の何日間かは米を買わないというパターンが生協の調査でも出ていたのです。それから高齢化という問題で、全農さんあたりは少し少量品目のことを考えたり何かして、そういうのがすごく重要だと感じています。

あと米飯給食の問題は結構難しい問題で、高崎の栄養士さんの方とも話してやっていますが、今、子どもが毎日ごはんというのは果たして都市部において馴染むのかという点で難しい。結構やはりスパゲティとかパンというのもそれなりの要求があるわけです。そうすると、3回というのは結構いい線なのです。それを4回まで持っていくというのは相当のインセンティブ、あるいはいろいろなことを考える必要があるという印象ですね。

農村部はちょっと別の問題ですが、3回まで持っていくのは簡単ですが、4回とかは、何か特別な、例えばお米に関連した新しい料理を入れて子どもの関心を創るとかいうようなこと、例えばスペインの料理とか、やっていかないと、なかなか、白いごはんだけでは、絶対にちょっと3食以上というのは、調理の側から見ると難しいようです。

八木座長 大坪室長、どうぞ。

大坪流通加工対策室長 すみません、学校給食の件でございますが、確かにいろいろなメニュー、調理の面とかメニューの面でお子さんの御希望とかいろいろございます。そういう面も含めまして、我々はメニュー講座、あるいはフォーラムというものを開催してやっておりますので、そういう形で3回がそれ以上になるような形でいろいろなメニューを考案しながら提案していきたいと思っております。

それから先ほど中島委員からお話があった件でございます。もう一度申し上げますが、この家族一緒に夕ごはんを食べましょうというのは、必ずしも家庭内食だけを目的にしているわけではなくて、家に帰ってみんなと一緒にごはん、このアンケート調査でもそうなのですけれども、家でごはんを食べることだけではなくて、家に帰ってまたその後みんなで外食に行っても、家族と一緒に食べる場合はごはんと一緒にメニューとして選択されるケースが多いということであり、家の中ということだけをイメージしたものではありませんので、そここのところを御理解をよろしくお願いいたします。

八木座長 大木委員、どうぞ。

大木委員 かなり消費拡大の取組が次々とされていると思います。1つだけお願いがあるのですが、「学校給食でもっとごはんを」というのは私も持論なのですけれども、それに付随して、どうしても、「ごはん、ごはん、ごはん」とだけしか言っていませんけれども、白いごはんというのは結構学校で残るという話も聞いております。そうならないために、ごはんの工夫ではなくて、もう少し学校の給食の先生方にも、白いごはんに合うおかずの、副菜の研究というのもここに入れていただかないと、それはうまくいかないと思うのです。ですから、こここのところに副菜の日本食型推進というのがありますけれども、その研究が抜けていると感じますので、ここに日本のごはんに合う副菜の研究もさらに進めてほしい。それをすることによって地域の畑で作っている人たちも元気が出て、地産地消にもつながってくるという連携が必要です。ただこれだけでやっていくのではなくて、すべて連携をしていく。そうじゃないと、先ほどの小作の問題にもありましたけれども、心配しているのは、幾らきちんと農地は守ろうと言われていても、日本の農業、畑がどんどんなくなっ

てしまうのではないかと。誰だって高いところに売りたいなくなってしまふ気持ちがあります。自分は楽をしたい、経済的にも、田んぼは売れないように今なっているからいいのですけれども、そういうことになったときにどうするのだろうということもありますので、もっと生産者が元気が出て、「やるぞ」という勇気を出すためには、やはり副菜、野菜ももっと給食で使ってもらふことも取り入れていただけたらいいのではないかと私は思いました。

八木座長 大坪室長、どうぞ。

大坪流通加工対策室長 今、大木委員の方からお話がありました、おかつの研究でございます。ごはんに合うおかつ、私どものメニュー開発、メニュー講座みたいな話については、もちろんおかつの方も学校給食に合うおかつみたいな話と一緒に併せてやっておりますので、そういうところで積極的に提案をしていきたいと思っております。

それから、地場の産品の学校給食における活用という話でございますが、こちらの方につきましても、農林水産省もいろいろ頑張っておりますけれども、今、文部科学省でも、学校給食における地場産品の活用を検討するという検討会を今年度立ち上げると聞いておまして、そういう場面でいろいろ地場産品の活用、地産地消にあたるようなものでございますが、積極的に取り組んでいくという話を聞いておりますので、我々としても一緒に連携して対応していきたいと思っております。

大木委員 すみません、ただ何か予算表みたいなものを見ましたら、地場産品の学校給食にこれから22年度までに30%以上にするという話がありましたけれども、やはりこれは私は甘いような気がするのですよ。「50%に持っていきましょう」というふうにしなないとやはり元気は出てこないと思っておりますので、せめて50%まで、30%って、今まで幾らやっていたのかなと思っておりますので、そこは政策として「50%まで持っていきましょう」というふうにやっていただけたらと思っております。

大坪流通加工対策室長 地場産品活用の数値目標的なものを今お話になったと思いますが、これは文部科学省の学校給食行政の話でございますが、私どもがはっきり言える立場にございませんが、各県、それから各市町村においてやはりそれぞれが異なる事情を抱えております。大都市部において地場で産品が供給できるかという問題もございますので、そういうようないろいろな状況を踏まえながら、より地場産品が活用されるように取り組んでいきたいと思っております。

大木委員 都会ではもちろん無理ですので、国産という意味です。地場というよりは、国産をもっと使えるようにという意味です。それを50%以上は使うような努力をしていく。

しっかり持って行っていただきたいと思っております。

八木座長 ほかにございませんか。それでは、私の方から一つ。

規模拡大と米の生産費のことですけれども、現状としては 10～15ha ぐらいが 1つの限界であると、それはそれでいいのですが、機械の効率から言えば全国の規模の大きな方々を見てみますと、やはりワンセットの機械体系で 30ha、あるいは 50ha が限界ということだろうと思うのです。しかし、現実に 100ha、200ha の水田農業経営者も出てきているわけです。その方々が今一番直面しているのはコスト問題だと思うのですけれども、技術的に見ても、あるいは将来の日本の水田農業を考えたときにも、もう 10～15ha で限界であると、こういうふうに考えるのか、あるいは将来は 100ha、200ha、あるいは人によっては農地がどんどん集まってきて、将来もしかしたら 500ha ぐらい集まることにならざるを得ないというようなところもあるわけですが、そうした人たちに対するコスト低減の取組は、とても不可能なのか、あるいはいろいろな技術開発によっては、可能性があるのか、このような点についても是非御検討いただければと思います。

雨宮課長、どうぞ。

雨宮農産振興課長 先ほど吉田委員から、経営の観点から、それから地域の実情に応じた多様性というようなお話で、それはそういうことで土地利用型農業で規模を、スケールメリットを追求していくという経営もございましょうし、それから一定の制約のもとである程度の規模で施設園芸などを取り入れた複合化を目指していくといういろいろな経営の形態があるかと思えます。土地利用型農業の生産性向上という観点から言えば、やはりスケールメリットを追求していくことが重要だと思っておりますので、今の体系でも計算上は二十数 ha、あるいは現実には座長がお話くださったような規模も実現しておりますので、それをさらに超えるようなブレイクスルーというものも技術的に追求していかなければいけないと思っております。

八木座長 ほかによろしいでしょうか。

大南委員、どうぞ。

大南委員 先ほどの米飯給食関係ですけれども、週に 3 回は無理だという話もございましたけれども、今、数字を見ますと 2.9 回で推移をしておりますが、全国的に諸物価が高騰しておりまして、各自治体による給食費も値上げを余儀なくされているところもございます。こういった中で、米飯給食にはいろいろ推進をしていただいておりますけれども、やはりこれを全国平均的に 0.1、0.2、わずかですけれども、消費拡大で大きな効果がある

と考えております。そういった意味では国策として、やはり何らかの支援措置を講じて米飯給食を強力にこれまで以上に推進する必要があるのではないかと考えております。これは今の子どもたちばかりでなく、この子どもたちが大きくなったときも、米が食べやすくなるような環境を作るべきではないかと考えております。

以上でございます。

八木座長 それでは、よろしいでしょうか。ほぼ予定の時間にもなっておりますので、本日の意見交換をこれで終わりにさせていただきます。

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

枝元計画課長 長時間にわたり、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

12回の検討会でございますが、連休明け、5月16日金曜日の午前10時から、場所はここと同じでございます。三番町の共用会議所におきまして、次回は米の流通価格などを課題として検討会を開催したいと考えてございます。また詳細につきましては御連絡申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

八木座長 本日は活発な御質疑、御意見をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。

### 3 . 閉 会